

食品衛生法ポジティブリスト制度の導入に伴う
作物残留に係る登録保留基準の削除について

平成 18 年 4 月
環境省農薬環境管理室

1. 「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農告346）」（別紙1参照）第1号イにおいて、作物残留に係る登録保留基準については、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格（以下、「残留農薬基準」という。）が設定されている場合はこれを用い、当該基準が設定されていない場合には環境大臣が基準を定めることとしている。
2. 平成15年7月1日に施行された食品安全基本法に基づき、食品の安全に関するリスク評価（ADIの設定）を行う食品安全委員会が内閣府に設置されるとともに、農薬の登録（適用拡大を含む）と同時に残留農薬基準が設定されるよう、食品衛生法の運用が変更された。
3. これにより、環境大臣が農薬毎に作物残留に係る個別の基準値を設定する必要が生じなくなったところである。
4. 食品衛生法に基づく残留農薬等のポジティブリスト制度（参考資料5参照）が平成18年5月29日に施行される。これにより残留農薬基準が定められていないものに対しては、一律の基準（0.01ppm）が適用されるとともに、登録保留基準（作残基準値）や国際基準等を踏まえた暫定基準が導入されることとなった。
5. ポジティブリスト制度の導入に伴い、これまでに設定してきた作残基準値は、効力を有さなくなるばかりでなく、仮に現在の作残基準値を全て削除しない場合、無用の誤解・混乱を生じるおそれがあることから、作残基準値を定めている告示である「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第一号イの環境大臣の定める基準」（昭48年環告46）を廃止することとする。
6. なお、残留農薬基準が設定された場合に作残基準値を削除することは、これまでも実施してきたところである（別紙2参照）。

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（抄）

（昭和四十六年三月二日農林省告示三百四十六）
最終改正 平成十七年八月三日環境省告示第八十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から第七号まで（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次に定め、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号（農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）は、廃止する。

した物質を含む。以下「成分物質等」という。）が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。）

一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

（以下、省略）

イ 法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食品が食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。次号ロにおいて同じ。）に適合しないものとなること。

ロ 当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成

(抄)
 食品衛生法に基づく残留農薬基準の設定及び農薬登録失効に伴う
 登録保留基準の変更について

1. 残留農薬基準設定に伴う作物残留に係る登録保留基準の変更

「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月2日 農林省告示第346号)」第1号イにおいて、作物残留に係る登録保留基準については、食品衛生法第7条第1項の規定に基づく規格(以下、残留農薬基準という。)が設定されている場合はこれを用い、当該基準が設定されていない場合には環境大臣が基準(以下、この基準を「登録保留基準」という。)を定めることとしている。(参考資料5「参考」参照。)

残留農薬基準は、個々の作物毎に、登録保留基準は、作物群毎に基準値が設定されている。ある作物に残留農薬基準が設定された場合、それ以前に設定された当該作物に係る登録保留基準は無効となる。更に登録保留基準の作物群に含まれる全ての作物に残留農薬基準が設定された場合は、混乱が生じないよう、当該作物群に係る登録保留基準を削除するための告示改正を行う必要がある。

今般、別紙のとおり、残留農薬基準が設定・変更されることとなった。これに伴い、下表のとおり残留農薬基準と重複を生じる登録保留基準の削除を行う(作物群を構成する作物の一部にのみ残留農薬基準が設定された場合は、変更なしとする。)

オキサジクロメホン

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
米(玄米)	0.1	米	0.1	削除

ジクロシメット

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
米(玄米)	0.5	米	0.5	削除